

一般競争入札実施について（公告）

平成 30 年 6 月 25 日

社会福祉法人昴の発注する工事の請負について下記のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

法人所在地 埼玉県東松山市大谷 590
法 人 名 社会福祉法人 昴
代表者職氏名 理事長 高澤 守

1. 入札対象工事

- (1) 工事名 デイセンターウィズ空調設備取替設置工事
- (2) 工事場所 埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形 2804-1
- (3) 工事期間 平成 30 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで（予定）
但し、季候、営業日等の都合によっては変更あり
- (4) 工事金額 公表しない
- (5) 工事概要 空調設備取替設置工事一式
同工事に伴う補修、電気工事
詳細は仕様書による

落札者の決定方法

- (1) 発注者の定めた予定価格の 100/108 の価格の制限の範囲内で最低制限価格の 100/108 以上の価格をもって有効な入札した者のうちで最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札とすべき同額の入札をした者が 2 以上あるときには、直ちにくじ引きを行い、落札者を決定する。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは五十音順により早い名称の者から行うものとする。

2. 入札手続きの方法

- (1) 入札日時 平成 30 年 7 月 24 日（火） 11 時から
- (2) 入札場所 地域共生プラザいんくる堂
住所：埼玉県東松山市高坂 1056-1
電話：0493-81-5310

3. 図面及び仕様書等

- (1) 図面及び仕様書等の貸し出しについて
図面及び仕様書等は次のとおり貸し出す。
 - ア 貸出方法 郵送
 - イ 貸出日 入札参加資格が確認され次第順次発送する。
平成 30 年 7 月 11 日（水）までに発送予定
 - ウ 説明会 説明会は開催しない。
7 月 12 日（木）、7 月 13 日（金）、7 月 17 日（火） のいずれかの日程で予約の上、現場確認を行うこととする。

4. 競争入札参加確認申請書の提出

- (1) 参加受付 平成 30 年 7 月 9 日（月）から受付
電子メールにて参加希望の旨、及び連絡先担当者を送付
subaru@subaru-swc.com 宛て
件名に「デイセンターウィズ空調設備取替設置工事入札参加申込」と明記
- (2) 書類提出 平成 30 年 7 月 11 日（水）午後 5 時までに
 - ア 一般競争入札参加資格等申請書（指定様式） 電子メールにて配布

- イ 一般競争入札参加確認等確認資料
- ウ 会社概要
- エ 施工実績のわかる証明書等

(3) 提出方法 (2)の期日までにFAXで申込みを行い、原本は速やかに郵送すること。
なお、提出された確認書類は返却しない。

(4) 提出先 〒355-0008 埼玉県東松山市大字大谷 590 番地
社会福祉法人 昴 担当者 丹羽彩文
電話 0493-39-1131 FAX0493-39-1248

5. 入札参加資格の確認通知

(1) 入札参加資格審査後、全ての申請者に参加資格の有無について郵送で通知を行う。

(2) 入札関係書類(入札書・委任状など)は郵送にて配布する。
入札参加不適合者には入札参加書類は配布しない。

6. 設計図書等に関する質問

質問がある場合は、次に従い質疑書(指定様式)を提出すること。

(1) 提出期限 平成30年7月18日(火)17時まで
質問書の題名、説明要求内容には特定の企業名や個人名を記入しないこと。
質問の様式はエクセルデータにて、希望者へ送信する。データを希望の場合は下記メールアドレスへ様式希望の旨連絡すること。

(2) 提出方法 下記担当者宛てにメールにて提出すること
社会福祉法人 昴 経営企画室
担当者: 室長 丹羽彩文
電話 0493-39-1131 FAX0493-39-1248
メールアドレス subaru@subaru-swc.com

7. 質問に対する回答

質問に対する回答については、平成30年7月20日(金)までに、質問者及び入札参加予定者全員に通知する。質問に対する回答の全ての内容は全ての入札参加者に適用するので、内容を必ず確認すること。

8. 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 単体企業

(2) 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(7) 「本店及び主たる営業所」が東松山県土整備事務所管内にあること。

(8) 比企郡及び東松山市で入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(9) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(10) 入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部につ

いて法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

(11) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。

9. 最低制限価格 設定する。

10. 入札保証金 免除する。

11. 契約保証金 免除する。
ただし、保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険を締結することとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。

12. 支払条件 原則として下記の支払い条件により現金を振込むこととする。
ア 契約時 なし
イ 残 金 完成検査済証受理後、かつ補助金交付後 10 日以内

13. 現場説明会 開催しない。適宜、現地視察のこととする。

14. 契約の方法等

- (1) 本契約は社会福祉法人昴の理事会の議決事項であるため、理事会の議決後、且つ埼玉県共同募金会に報告を行った後に正式に締結する。
- (2) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (3) 契約保証金の徴収は免除する。
- (4) 工事履行保証措置は、保証金（工事請負額の 20 分の 1 以上）の納付によるか、工事履行保証保険（工事請負額の 20 分の 1 以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (6) 一括下請負契約を行わないこと。

15. 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が 1 者であるときは、入札を 1 回のみ行い、再度入札は行わない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書

イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 予定書価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。（再度入札は 2 回までとする。）

イ 初度入札に参加しない者は再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者はそれ以降の再度入札に参加することができない。

エ 初度入札において無効の入札をした者は再度入札に参加することができない。また、

初度入札において最低制限価格に満たない者は再度入札に参加することができない。

オ 上記アでも落札者がいない場合は、及び の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。

有効な入札のうち、最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合。(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札をした者を対象とする。)

再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。

条件1．随意契約であっても、契約額は予定価格の範囲内且つ最低制限価格以上であること。

条件2．交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3．入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4．契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、法人及び業者が署名(捺印)すること。

(5) 入札の辞退

入札辞退届を提出することにより、辞退を認める。

(6) 独占禁止法など関係法令の遵守

入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 郵便、電報及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

ウ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

エ 談合その他不正行為があったと認められる入札

オ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

カ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

キ 次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印のないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

(ウ) 押印された印影が明らかでないもの

(エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

(オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、2以上の者の代理をした者がしたもの

ク その他公告に示す事項に反した者がした入札

16. その他

(1) 提出された確認申請書及び確認書類は返却しない。

(2) 設計図書等は、入札日に返却すること。

(3) 当該事業は埼玉県共同募金会の補助を受けて行うものであることから、埼玉県共同募金会から指導を受けた場合は、その指導に従うこと。

(4) 一括下請負契約を行わないこと。

(5) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。

17. この公告に関する問い合わせ先

社会福祉法人 昴 経営企画室

担当者：室長 丹羽 彩文

電話 0493-39-1131 FAX 0493-39-1248

メールアドレス subaru@subaru-swc.com